

平成 27 年度 外部評価施策の選定について（案）

1 本年度の選定施策について

(1) 選定施策

[案 1] 生活環境

- 生活環境の保全
- 循環型社会の形成
- 緑を生かした景観の形成

[案 2] 高齢福祉

- 高齢者福祉の推進

(2) 選定理由

平成 27 年度守谷市経営方針の中で、重点施策が 8 施策挙げられているが、これらの施策はすべて外部評価を終え、現在も、引き続き重点施策として取り組みがなされている。

そこで、今年度は、過去 2 年で外部評価を行っていない施策のうち、市民が身近に感じる施策を評価対象とすることとした。

[案 1] 生活環境

家庭での省エネルギーやエコ活動、ごみの減量や再資源化といったテーマは、生活に密着した問題である。

さらに、市では、平成 26 年度策定の低炭素まちづくり計画に基づき、低炭素まちづくりの推進をしている。この計画には、緑豊かなまちづくりの推進やエネルギー消費量の削減といった事項が設定されているため、「緑を生かした景観の形成」、「生活環境の保全」といった施策の重点課題とも合致してくる。

これら 2 施策に加え、生活環境と結びつきが強い「循環型社会の形成」について、外部評価の対象とする。

[案 2] 高齢福祉

全国的に高齢化が急速に進展する中、市においても、同様の傾向が見られる。このような状況に対応していくために、多様化する高齢者のニーズに応えながら、市民一人ひとりが地域の高齢者を支え合う体制を築くことが重要である。

市では、平成 26 年度に「第六期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、今年度から計画を実行しているところであり、今後、誰もが迎える高齢者を対象とした「高齢者福祉の推進」を外部評価の対象とする。

=== (参考) 平成 27 年度守谷市経営方針における施策方針=====

[案 1] 生活環境

○生活環境の保全（当該施策に含まれる事務事業数：13 事業）

- ・ 市民，事業者との協働による環境保全活動を推進し，生活環境の向上を図る。
- ・ 事業所や家庭での省エネルギーの意識を高め，エコ活動を促進し，地球温暖化防止を図る。

*基本事業

- 1 生活公害・産業公害の防止
- 2 地球温暖化防止の推進
- 3 環境保全活動の推進

○循環型社会の形成（当該施策に含まれる事務事業数：9 事業）

- ・ ごみの 5 種 16 分別を徹底し，ごみの減量化及びリサイクルをより一層推進する。

*基本事業

- 1 ごみの減量化
- 2 再資源化への取組み
- 3 廃棄物の適正処理

○緑を生かした景観の形成（当該施策に含まれる事務事業数：12 事業）

- ・ 市民との協働による公園・緑地の維持管理事業を拡大する。
- ・ 公園の安全性向上を図る。
- ・ 森林の整備・保全を図る。
- ・ 守谷市景観法の施行等に関する条例や守谷市景観計画に基づき，新たな景観形成重点地区を指定する。
- ・ 守谷市屋外広告物条例の適切な運用により，良好な景観に関する意識の啓発・知識の普及に努める。

*基本事業

- 1 美しい都市景観の形成
- 2 緑地の保全
- 3 公園・街路樹等の維持管理

[案 2] 高齢福祉

○高齢者福祉の推進（当該施策に含まれる事務事業数：33 事業）

- ・ 出前サロンやシルバーリハビリ体操の参加者を増やし，認知症の防止に努めるとともに，元気な高齢者を増やす。

- ・ 自立支援に向け質の高いケアプランを作成できるよう、ケアマネージャーの資質向上を図るとともに連携を密にして、要介護度の改善と悪化防止に努める。
- ・ 引き続き、地域包括ケアシステムの構築に取り組む。
- ・ 在宅生活が困難な要介護者に対応するため、既存の老人福祉施設と新たに開設する老人福祉施設（3施設）とも連携し、サービスの向上を図る。

＊基本事業

- 1 生きがいつくりの機会と社会参加の促進
- 2 高齢者の介護予防の推進
- 3 介護保険の適切なサービス利用
- 4 高齢者福祉サービスによる支援

=====

2 外部評価の対象とする事務事業について

選定した施策中の事務事業のうち、

- ・ 施設等の維持管理事業（改修や新築等含む）
- ・ 備品等購入事業
- ・ 負担金・補助事業

については、「施策への貢献度」という観点からの評価対象からは外し、別に評価することとする。

なお、委員会の中で、「事務事業継続の必要性」・「事務事業改善の必要性」について疑義が生じた場合は、外部評価の対象とする。